

## 営繕工事における週休2日促進工事实施要領

### 第1（目的）

本要領は、営繕工事において労務費を補正し、週休2日の取組を行う工事（以下、「週休2日促進工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

### 第2（用語の定義）

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### 第3（週休2日の達成基準）

#### (1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

#### (2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 第4（対象工事）

この要領は、全ての営繕工事に適用する。ただし、工事の内容等により対応が困難な工事は、対象外とすることができる。

#### 第5（発注方式等）

##### 1 発注方式

発注方式は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とし、原則として「発注者指定型」とする。ただし、工事の内容等により「発注者指定型」が困難な場合は「受注者希望型」とすることができる。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で「受注者希望型」を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

##### (1) 発注者指定型

発注者が発注時に週休2日の取組を指定する方式。なお、受注者は「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」のいずれかを選択することができる。

##### (2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望する場合に実施する方式。

##### 2 技術者等の他工事との兼務

週休2日促進工事における技術者等について、他工事との兼務により週休2日の確保が出来ない場合は、兼務を認めない。

#### 第6（積算方法等）

##### 1 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

|                  |       |      |
|------------------|-------|------|
| ① 完全週休2日（土日）適用工事 | 労務費   | 1.02 |
|                  | 現場管理費 | 1.01 |
| ② 月単位の週休2日適用工事   | 労務費   | 1.02 |

##### 2 積算及び変更方法

##### (1) 発注者指定型

ア 「月単位の週休2日」の達成を前提に、1②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、1①による現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち現場管理費補正分を増額変更

し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、1②による労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

(2) 受注者希望型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、1①による労務費及び現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」を達成した場合は、1②による労務費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

(3) 積算方法等の運用

本要領に基づく積算方法等の運用は、「営繕工事における週休2日促進工事に係る積算方法等の運用基準」による。

## 第7（対象工事である旨等の明示）

1 対象工事である旨等の明示は、現場説明書等の書面（電磁的記録を含む。）（以下「現場説明書等」という。）への記載により行うものとする。

2 現場説明書等への記載

別記の記載例を参考にするものとする。

## 第8（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

1 現場閉所の確認方法

(1) 工事着手前

ア 監督員は、現場閉所（現場休息）予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員に提出する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の

調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 2 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

## 3 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

## 4 工事成績評価

発注者は、受注者の週休2日の取組に対し、別表「営繕工事における週休2日促進工事の実施に対する考査項目」により評価する。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

## 5 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、県土整備部内において、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

## 付 則

この要領は、平成30年9月1日から実施する。

この要領は、令和2年7月1日以降に起工する工事に適用する。

この要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事に適用する。

この要領は、令和7年7月1日以降に起工する工事に適用する。

別表

営繕工事における週休２日促進工事の実施に対する考査項目

| 評定者  | 考察項目                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監督員  | <p>「２．施工状況－Ⅱ．工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「５．創意工夫」（その他（理由：週休２日の確保を図っている）と記載）で、以下のとおり評価する。</p> <p>①【対象期間内、「完全週休２日（土日）」を達成できた場合】<br/>評定点＋２点（評定点合計＋０．８点）と評価する。</p> <p>②【対象期間内、「月単位の週休２日」を達成できた場合】<br/>評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）と評価する。</p> |
| 総括職員 | <p>「６．社会性等」（その他（理由：週休２日の確保を図っている）と記載）で、以下のとおり評価する。</p> <p>①【対象期間内、「完全週休２日（土日）」を達成できた場合】<br/>「b'」と評価（評定点＋２．５点（評定点合計＋０．５点））する。</p>                                                                                                       |

要領第5第1項(1)号【発注者指定型の場合】

- 1 本工事は、発注者が発注時に週休2日の取組を指定する「週休2日促進工事（発注者指定型）」である。受注者は「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」のいずれかを選択し、工事着手前に監督員に工事打合書等で報告し、取組を行うものとする。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - (1) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
  - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - (5) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 3 受注者は、工事着手前に、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。
- 4 監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。
- 5 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

- 6 「月単位の週休２日」を前提に①の補正係数 1.02 による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休２日（土日）」を達成した場合は、①による現場管理費の補正係数を乗じて現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、②による労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- |                  |       |      |
|------------------|-------|------|
| ① 完全週休２日（土日）適用工事 | 労務費   | 1.02 |
|                  | 現場管理費 | 1.01 |
| ② 月単位の週休２日適用工事   | 労務費   | 1.02 |
- 7 施設管理者の承諾を前提に週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

## 要領第5第1項(2)号【受注者希望型の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望する場合に実施する「週休2日促進工事（受注者希望型）」である。

「完全週休2日（土日）」又「月単位の週休2日」の取組について、希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、「完全週休2日（土日）」及び「月単位の週休2日」の取組を希望しない受注者は、3項及び4項に規定する義務を負わない。

### 《現場閉所の場合》

分離発注工事で「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むには、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むことについて、合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合せ書等で報告するものとする。

なお、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3項及び4項に規定する義務を負わない。

- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。



3 受注者は、工事着手前に、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

4 監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。

5 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

6 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、①による労務費及び現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」を達成した場合は、②による労務費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

① 完全週休2日（土日）適用工事      労務費      1.02

現場管理費      1.01

② 月単位の週休2日適用工事      労務費      1.02

7 施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。